

食安輸発1208第1号
平成23年12月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年12月6日付け食安輸発1206第1号）に基づき実施しているところです。

今般、米国にてカンタロープ（メロンの一種）を原因食品とした、リステリア菌による健康被害が発生したことを踏まえ、輸入時のモニタリング検査について、野菜及び果実のリステリア菌の検査体制を整備したので、下記によりモニタリング検査を実施するようお願いいたします。

記

- 1．対象食品：米国産生鮮カンタロープ（加熱せずに喫食するもの）
- 2．検査方法：「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止について」（平成5年8月2日付け衛乳第169号）によること。
なお、検査実施時には、表皮からの汚染がないよう留意すること。
- 3．措置方法：検査の結果、リステリア菌が陽性となった場合にあっては、食品衛生法第6条第3号違反として措置すること。